平成２８年（フ）第１６１号
京都府宇治市槇島町南落合76番地　プレシャス参番館103号
債務者　柴田　広美
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
京都市右京区梅ケ畑向ノ地町26番地11　メゾン　ドゥ　ペッシュ213
債務者　幸田亜紀子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
京都市伏見区竹田田中宮町71番地　エンブレム城南宮407号
債務者　石住　正彦
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
京都市伏見区向島中島町77番地１　コーポルミネ202号室
債務者　和田　博史
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
京都市伏見区桃山水野左近東町75番地　桃栄マンション３Ａ
債務者　竹山　尚子（旧姓西川・佐野）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
京都市右京区西院日照町73番地　コーポオータ103
債務者　白浜正崇こと　白　　正崇
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２６号
京都府綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字本町11－１、住民票上の住所京都府宇治市小倉町寺内12番地　小山ハイツＡ棟108号
債務者　上野智佐子（旧姓板東・重光）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
神戸市西区伊川谷町有瀬73番地　シティゴールド101号、前住所兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２　49棟303号
債務者　森田　英子（旧姓川邉）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
兵庫県明石市松が丘１丁目２番４－510号
債務者　岡田　進二
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
兵庫県明石市松が丘１丁目２番４－510号
債務者　岡田　良江
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第５号
佐賀県唐津市相知町黒岩405番地３
債務者　冨田　直樹
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１１号
佐賀県唐津市七山白木2750番地２
債務者　浦丸美由紀（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第７７号
山口県大島郡周防大島町大字浮島江の浦113、住民票上の住所山口県岩国市平田６丁目56番７－101号
債務者　岩本　　進
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第７号
山口県岩国市周東町上久原2447番地15
債務者　日野　　聡
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第１０号
高知県土佐清水市天神町14－18　松谷病院４階　サンケア清水、住民票上の住所高知県土佐清水市緑ケ丘１番16号２
債務者　山下　清栄
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第３４号
愛知県津島市南門前町３丁目88番地
債務者　岡本　清司
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６７８号
川崎市高津区子母口347番地１　シルクハイツ　Ｂ－102、前住所川崎市中原区下小田中４丁目22番１号　リベェール青山　107
債務者　利川　雄平（旧姓徐）
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係